

「行政処分に係る協力者支援プログラム」について

目的

行政処分の実施には、実際に被害を受けた消費者から状況を聞き、事実を明らかにしていくことが必要
都が実施した調査への協力に起因して、迷惑行為の被害を受けた消費者に対して支援等の必要な措置を定め、都民の消費者被害を防止

制度のポイント

支援対象
行政処分に協力した消費者
「行政処分協力者名簿」に登録

支援内容
都による事業者に対する警告
弁護士による専門的助言

行政処分協力者支援制度に関する検討会

検討期間 平成20年11月～平成21年3月

報告書 「消費者被害に係る行政処分協力者への支援のあり方について」 別添資料

検討委員 有識者により構成 報告書P18参照

プログラムの概要

